

## 平成 25 年度環境配慮契約法基本方針等の検討方針等（案）

### 1. 基本方針等の見直しの考え方

#### （1）本年度の見直しに当たっての考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方としている。

- ①国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。
- ②民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。
- ③新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。
- ④温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。
- ⑤基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

#### （2）提案募集について

契約類型の追加、見直し等の参考とするため、例年のとおり 6 月 3 日から 6 月 28 日までの約 1 ヶ月間にわたり、民間事業者等を対象に広く環境配慮契約の契約類型に係る提案募集を行ったところ、契約類型の追加、基本方針等の見直しに係る 2 件の提案があった（提案内容については後述 3 参照）。

#### （3）検討の進め方

昨年度までと同様に、環境配慮契約法基本方針及び解説資料（以下「基本方針等」という。）について検討することを目的とした学識経験者による環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、評価基準、契約手続・内容、法の施行状況等について検討を行うこととする。

また、引き続き、検討会の下に契約類型又は検討課題に対応した学識経験者、関連団体・事業者、その他関係機関等が参画する以下の 2 つの専門委員会を設置し、基本方針等に関する追加・見直し、又は課題解決方策等に関する検討を行い、検討会にとりまとめ結果を報告することとする（両専門委員会における検討事項等については後

述 2（1）参照）。

○ ESCO 専門委員会

座長：坂本委員

○ 地方公共団体普及促進専門委員会<sup>1</sup>

座長：鈴木委員

なお、検討に当たっては、上記（2）の提案募集結果や従前の検討経緯等を踏まえることとし、基本方針等の改定や運用に当たっては、必要に応じ、各府省庁等の調達担当者等の意見等を聴取することとする。

## **2. 法の施行状況等の検討**

本年度の国及び独立行政法人等における法の施行状況等の検討については、昨年度の「法附則第 2 項に基づく専門委員会（略称「5 年目専門委員会」）」における検討結果を踏まえ、検討会において検討を進めることを原則とする<sup>2</sup>。また、引き続き国及び独立行政法人等については、環境配慮契約の契約締結実績に係る調査を実施<sup>3</sup>し、当該調査の整理・分析結果を、法の施行状況等の検討に活用するものとする。なお、検討結果のうち、基本方針等の改定に反映すべき事項がある場合には、当該検討結果を踏まえ、適切に対応を図るものとする。

## **3. 基本方針等の改定検討**

### **（1）専門委員会の設置**

環境配慮契約法は、平成 24 年 11 月に施行後 5 年が経過したところである。法の附則第 2 項に定められたとおり、5 年が経過した場合において法の施行状況等について検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされている。このため、昨年度は、5 年目専門委員会を設置し、本年度において本格的な検討を実施するため、法の施行状況等の検討に当たって必要となる基本方針に定められた 5 つの契約類型ごとに、国及び独立行政法人等については、環境配慮契約の締結実績等の状況把握・整理、分析及び課題抽出等を、また、全地方公共団体に対して、環境配慮契約の取組状況や課題等の把握等を目的としたアンケート調査を行った。

その結果、国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約実績が必ずしも十分な実績をあげているとは言い難い状況にあること、法律上は努力義務であるが、環境配慮契約の取組が進展していない状況にある地方公

---

<sup>1</sup> 平成 24 年度の「法附則第 2 項に基づく専門委員会（略称「5 年目専門委員会」）」から検討内容を絞り込むとともに、専門委員会の名称を変更。

<sup>2</sup> 何らかの措置を講ずる必要性、必要な場合における措置の内容等。さらに、詳細かつ専門的な検討が必要となる場合については別途調査方法を検討。

<sup>3</sup> 現在平成 24 年度における契約締結実績の調査を実施中。平成 23 年度までの契約類型別の契約締結実績の推移及びその評価、課題・方策等の概要については[参考 1](#)参照。

共団体等に対し、効果的な環境配慮契約の普及促進方策の検討が必要であること等が課題として指摘されたところである。併せて、課題・検討内容等が専門的な場合は、契約類型又は課題に対応した専門委員会の設置が必要とされたところである。

このため、本年度は、上記1(3)に示した2つの専門委員会を設置することとし、両専門委員会における検討事項等は、以下のとおりとする。

### ① ESCO 専門委員会

昨年度は5年目専門委員会において国及び独立行政法人等の契約締結実績、ESCO事業を実施する場合の障害や課題等の把握を行ったところである。本年度は、これらの検討結果等を踏まえ、ESCO事業の対象要件等の整理<sup>4</sup>、ESCO事業の普及に向けた具体的な方策、基本方針等の改定について、詳細かつ専門的な検討が必要であることから、ESCO専門委員会を設置し、検討を実施することとした。また、専門委員会における検討に当たっては、必要に応じ、国及び独立行政法人等に対するESCO事業の普及等に係る追加調査<sup>5</sup>や事業者側からみたESCO事業の課題・促進方策等を把握するため、ESCO事業者・業界団体に対する調査の実施を検討する。

なお、ESCO事業については、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）における指摘<sup>6</sup>に関して一定の検討結果をとりまとめる必要があることから、基本方針等の改定に必要な検討（概ね年内中にとりまとめ・結論が必要）と規制・制度改革に係る方針に対する検討結果（年度内に結論・とりまとめが必要）のスケジュールを勘案して検討を進めることとする。

### ② 地方公共団体普及促進専門委員会

本年度は、昨年度設置した5年目専門委員会における検討により抽出された課題を絞り込み、特に地方公共団体における環境配慮契約の普及促進方策等を検討するための「地方公共団体普及促進専門委員会」を設置することとする。

環境省においては、地方公共団体の環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、法施行直後の平成20年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施してきた。昨年度は、5年目専門委員会において平成24年度までのアンケート調査について、整理・分析を行い、地方公共団体の環境配慮契約の推進に当たっての課題等が示されたところである。

このため、昨年度実施した検討結果、及び本年8月頃を目途に実施するアンケー

---

<sup>4</sup> 国及び独立行政法人等に限らず、地方公共団体や民間におけるESCO事業を含めた事例収集を実施し、事業として成立し得る適切な対象要件等の整理を行う。

<sup>5</sup> 平成24年度及びこれまでの環境配慮契約の締結実績調査結果を踏まえ、追加調査対象機関等を選定

<sup>6</sup> ESCO事業の導入が進まない現状や課題について、債務負担年限の見直しも含めて検討を行い、必要に応じ、環境配慮契約法の見直しを行う。

ト調査（資料4参照）<sup>7</sup>結果等を踏まえ、本専門委員会において、地方公共団体における環境配慮契約の推進に当たっての課題の解決、契約類型別の具体的な普及方策等を取りまとめ、地方公共団体に対する普及促進を図るものとする。

さらに、地方公共団体における環境配慮契約への取組を促進する観点から、アンケート調査結果について整理・分析を行い、各地方公共団体に対してフィードバックを行うとともに、各団体の環境配慮契約への取組状況、年度末に開催しているブロック説明会への参加状況等を適切に反映した取組状況の公表方法等について検討する。

## （２）基本方針等の検討

昨年度の検討において、電気の供給を受ける契約に係る基本方針及び解説資料の改定、新たな契約類型として産業廃棄物の処理に係る契約を基本方針に追加したところであるが、両契約類型については、本格的な運用が本年度締結する契約から開始されることから、円滑な運用に向けた情報収集や整理・分析、検討が必要である。

なお、本年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画の策定状況等を踏まえ、基本方針等の改定を図るなど、適切な対応が必要である。

### ① 電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約については、裾切り方式における評価項目（必須項目）として、次の3項目を採用している。

- 二酸化炭素排出係数
- 未利用エネルギーの活用状況
- 再生可能エネルギーの導入状況

ただし、再生可能エネルギーの導入状況については、基本方針に掲げられたとおり、当面従前のRPS法<sup>8</sup>に基づく新エネルギーの導入状況により評価する経過措置が設けられている。本年中には、平成24年度における各電気事業者の再生可能エネルギー電気の利用実績が把握可能となると考えられることから、現行の経過措置に係る基本方針等の改定が必要となる。また、再生可能エネルギーの導入状況に係る区分及び配点を検討するとともに、地域に応じた配点例の作成が必要である。さらに、需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について情報収集を行うものとし、裾切り方式の配点例等と併せ、調達者に対し、広く有効な情報提供を図ることとする。

---

<sup>7</sup> 第1回検討会及び第1回専門委員会における意見等を反映した調査票を作成。なお、地方公共団体におけるESCO事業への取組に係るアンケート調査結果については、ESCO専門委員会における議論に反映する。

<sup>8</sup> 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）

## ② 産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約については、裾切り方式における評価項目（基本項目）として、事業者の環境配慮への取組（3項目）及び優良基準への適合状況（5項目）を採用している。また、調達者の判断により、業態固有の追加項目をオプションとして評価することも可能としている。他方、国及び独立行政法人等における平成25年度の産業廃棄物の処理に係る契約については、多くの機関において平成24年度中に入札が実施されており、結果として環境配慮契約の締結は少ない状況であり、本格的な運用は本年度実施される契約から行われるものと考えられる。

このため、調達者が実際に契約手続を実施する場合に、裾切り方式に採用された各評価項目の確認すべき内容及びその方法等について、平成26年度からの調達に活用できるよう、可能な限り早期の段階で、よりわかり易く解説を行った解説資料の改定・公表等、調達者に対する情報提供を実施するものとする。具体的には、次の内容について検討を行い、調達者側・事業者側双方との調整の上、解説資料に適切に反映するものとする。

- 裾切り方式の評価項目の確認（入札参加資格審査）に当たって必要となる提出書類等の内容
- 提出書類等のチェックリスト
- 入札手続に係る流れの見直し<sup>9</sup>

## （3）新規契約類型に関する情報把握・検討

「平成24年度地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」において把握した地方公共団体における先進的な環境配慮契約等を参考として、新規の契約類型に関する情報把握及び追加に係る検討を行う。

---

<sup>9</sup> 入札参加資格に係る書類審査のタイミング等

## 4. 環境配慮契約に係る提案について

前述1(2)のとおり、環境配慮契約法に係る契約類型の追加、見直し等の参考とするため、6月3日から6月28日まで提案募集を実施したところ、以下の2件の提案があった。

各提案の概要及び現段階における当該提案に関する対応は、以下のとおりとしたい。

### (1) ESCO 事業に関する提案の概要

○環境配慮契約法第5条第2項第3号における(ア)「省エネルギー改修事業(ESCO事業)」に係る定義を変更し、(イ)「省エネルギーサービス事業」としてはどうか

(ア)「省エネルギー改修事業」

「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の併用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等(以下この号において「設計等」という。)に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業をいう。」

(イ)「省エネルギーサービス事業」

「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の併用に伴う電気、燃料、水、維持保全等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等(以下この号において「設計等」という。)を包括的に行うとともに、当該設計等により得られる削減額を保証する事業をいう。」

定義の変更については、法改正が必要となることから、本年度実施する法の施行状況等の検討に含めて、結論を得ることとする。

### (2) 公共工事における総合評価落札方式の評価項目に関する提案の概要

○公共工事の総合評価落札方式において地球温暖化対策(施工方法、資機材の選定等)を評価項目とし、「公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集」に明記してはどうか

○総合評価落札方式において地球温暖化対策を含む技術評価の配点を高く設定することが、技術面の取組を加速するために必要ではないか

公共工事においては、既に総合評価落札方式が行われ、環境についての評価項目もあるところ。このため、本提案については、契約方式を定める環境配慮契約法の契約類型の追加・見直しに係る提案として検討するのではなく、国土交通省の公共工事における総合評価落札方式の担当部署において検討する方向で調整を行うことが適当と考えられる。

## 5. 環境配慮契約の推進に関する事項

### (1) 環境負荷低減効果について

- 環境配慮契約の締結実績の状況把握及び分析(法8条に基づく調査)

- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

## **(2) 環境配慮契約の推進について**

- 地方公共団体等への普及・啓発及び導入促進（専門委員会における検討）
  - ・ 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把握及び課題抽出、普及促進方策等の検討
  - ・ 「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」への専門委員会における検討結果の反映
- 環境配慮契約法基本方針に係るブロック説明会の開催等
  - ・ 環境配慮契約に係る情報発信（地方公共団体における環境配慮契約の取組状況を含む）
- 環境配慮契約関連施策等の海外取組調査等
  - ・ 環境配慮契約（契約類型）に関連する諸外国の情報把握・整理、必要に応じた検討事項等への反映
  - ・ 環境配慮契約の国際的な普及